

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちはよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

※厚労省HPより



Vol. 17
2020年6月

すべては三浦のために

県民の命と暮らしを守る！新しい生活様式へ

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言全面解除

5月25日、政府は緊急事態宣言の全面解除を決定しました。神奈川県では、解除を受けて、緩和を段階的に行うこととし、27日午前0時から「ステップ1」に移行して、休業要請の解除や時短営業の緩和をしていきます。

県民の皆様が、1ヶ月半にわたる徹底的な自粛要請に、そして事業者の皆様が休業要請にも応じていただいた賜物です。心から感謝を申し上げます。しかし、気を緩めると第二波の恐れが出てきます。緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルスはゼロとなっていないことをご理解頂き、マスクの着用や、手洗いの徹底そして3密を避ける行動をお願い申し上げます。

今後も神奈川県議会議員として、感染拡大防止と社会経済の回復に全力を尽くしてまいります。

神奈川県の段階的な解除ステップ

【ステップ1】(5月27日午前0時より)

○休業要請の解除…適切な感染防止策を講じることを前提に、遊興施設や商業施設、大学、運動施設などに出している休業要請を基本的に全て解除する。ただし当面の間、午後10時までの営業時

間短縮を要請する

○飲食店の時短営業の緩和
現在夜8時までの時短営業を求めて飲食店に對しては、夜10時まで営業を認める。

○小規模イベントの開催を可能とする（屋内100人以下、屋外200人以下）。

【ステップ2】
(解除からおおむね3週間程度様子をみて)

○時短営業の解除…
飲食店などに向けて要請している時短営業を完全に解除する。

○中規模イベントから順次開催可能に

※ステップ2への移行については、県内の感染状況や東京都の休業要請解除の進み具合などを踏まえて判断しますが、具体的な数値基準は設けません。

再び感染拡大への注意が必要になった場合は、県民に外出自粛などの感染予防対策を呼びかける「神奈川警戒アラート」を発動します。

アラートが発動されれば、再び休業要請を実施する可能性もあります。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策一覧（国・県・市）

令和2年6月1日現在

※この他にも補助金等、支援策が用意されています。ご相談は、県の相談窓口まで（045-285-0536）



世帯や個人の皆様

給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	一律1人当たり10万円 申請は郵送又はマイナポータルで	0120-260-020（毎日）
	子育て世帯の方々に	臨時特別給付金	子ども1人当たり1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで
	ひとり親世帯の方々に	追加給付金（仮）	児童扶養手当受給世帯5万円 第2子以降3万円を加算	厚生労働省 6月の国会で成立次第
	休業等による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金	原則3か月、最長9か月 家賃相当額を支援	お住いの市窓口まで ※町村は県の窓口まで
	大学等での就学の継続が困難な方々に	学生支援緊急給付金	住民税非課税世帯の学生20万円 上記以外の学生10万円	各学校の学生課等の窓口まで
	医療・介護従事者	医療関係者への慰労金（仮）	新型コロナ患者対応の医療介護従事者慰労金最大20万円 その他の医療機関などで働く人には5万円を給付	厚生労働省 6月の国会で成立次第
貸付	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金	最大80万円（二人以上世帯） 最大65万円（単身世帯）	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999（毎日）
猶予・減免	収入減で保険料が払えない	国民健康保険料等の免除	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
	生活が苦しくて税、公共料金が払えない	納税猶予・公共料金の支払い猶予	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予	国税→国税局猶予相談センターまで 地方税→各地方団体の窓口まで 各種公共料金→各事業者まで

神奈川県議会 令和二年第2回定例会 開会

新たな経済対策「協力金（第2弾）」申請受付開始

「神奈川県議会 令和二年第2回定例会」が、5月15日より7月10日までの会期57日間で開会しました。

新型コロナ感染拡大防止のために休業している事業者に対する10万円の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）」予算案のほか、新型コロナ禍の厳しい社会経済情勢を見越して知事や議員の期末手当を減額する「知事等の期末手当の特例に関する条例案」等の議案が可決承認されました。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）」は、5月7日から5月26日までの全期間（少なくとも期間中15日間）、県からの要請等により休業又は夜間営業時間を短縮（食事提供施設）又は県からの要請はないが自動的に休業した中小企業及び個人事業主等に対して1事業者あたり10万円の協力金を交付するものです。

お問合せ先は、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

045-285-0536 又は 050-1744-5875 まで。

音声案内が流れたら9番を選択してください。



給付	売上がり半減	特続化給付金	中堅・中小・小規模最大200万円 フレンチ含む個人事業主最大100万円	相談ダイヤル 0120-115-570（毎日）
	売り上げが半減して家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金（仮）	原則2/3、月額上限（50万円・個人25万円） 複数店舗の場合最大（100万円・個人50万円）	中小企業庁総務課 03-3501-1768 6月の国会で成立次第
	県からの要請等で休業	協力金（第2弾）	5月7日～26日まで休業又は営業時間短縮 中小企業・個人事業主10万円	県相談ダイヤル 045-285-0536 神奈川県
助成	売上がり10%以上減少した市内事業所	緊急経済対策交付金	<従業員数>1～19人10万円・20から49人20万円、 50～99人50万円、100人～100万円	三浦市相談ダイヤル 046-881-5111 三浦市
	雇用を維持できない	雇用調整助成金	都道府県の休業要請を受けた場合、 休業手当100%で雇用維持なら 最大10割助成	お近くの都道府県労働局またはコールセンター 0120-60-3999（毎日9:00-21:00）
	売上減で家賃の支払いが苦しいなど資金繩りが厳しい	実質無利子・無担保融資	3年間無利子、最長5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 地銀、信金、信組等でも利用可	日本公庫→0120-154-505（平日） 商工中金→0120-542-711（平日・休日） 民間金融→0570-783-183（平日・休日）
貸付	売上減で税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、社会保険料の納付猶予	売上が一定程度減少の場合、1年間、 無担保かつ延滞なしで猶予	国税→国税局猶予相談センターまで 地方税→各地方団体の窓口まで 社会保険料→管轄の年金事務所、各都道府県労働局
	売上減で固定資産税が払えない	固定資産税、都市計画税の減税	売上が一定程度減少の場合、 来年度は2分の1又はゼロに減免	相談ダイヤル 0570-077-322（毎日）
	コロナ対策に取り組む農林漁業者	経営継続補助金（仮）	販路開拓・感染拡大防止等 最大150万円助成	三浦市農協みうら漁協 6月の国会で成立次第
農水産業の皆様	漁業収入が10%以上減少	漁業者緊急経済対策交付金（仮）	市内漁協組合員に 漁協を通じて交付予定	三浦市水産課 046-882-1111 ※6月の市議会で成立次第 三浦市
	イベント自粛等活動継続が厳しい	緊急総合支援パッケージ（仮）	個人で最大150万円	文化庁・スポーツ庁 6月の国会で成立次第

神奈川県議会第二回定例会 石川たくみの「一般質問」決定！

6月22日（月）16:05 開催予定

一般質問の様子はインターネットでも生中継及び録画配信を行います

※コロナウイルス感染症の影響により、これまで実施してまいりました「傍聴バスツアー」は見送させていただきました。



神奈川県議会傍聴